

# 木更津むつみ福祉会 法人役員等旅費規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、評議員会の決議に基づき、社会福祉法人木更津むつみ福祉会役員等の出張、その他の旅費に関する事項を定める。

## (適用範囲)

第 2 条 旅費規程は、役員等のほか、次の者にも準用する。ここでいう役員等には、理事、監事の他、評議員、評議員選任解任委員を含むものとする。

(1) 退任者であって、残務処理のため、出張を命ぜられた者。

(2) その他、特に外部の者に業務を委嘱し、それにより出張する者。

## (旅費の種類)

第 3 条 役員等の旅費は、国内出張旅費とし、海外出張については、その都度理事会が決定する。

## (旅費の計算)

第 4 条 旅費は順路によって計算する。但し、天災、その他やむを得ない理由で順路によることができなかつた場合は、現に経過した路線により計算する。

## (特認の手続き)

第 5 条 旅程、用務の状況、その他により、この規程によりがたい場合は、理事長の承認を得た後、別段の取扱をすることができる。

## (旅費の前払い)

第 6 条 旅費は帰園後計算し、支給する。但し、概算によって、前渡金を支給することができる。

## (旅費の精算)

第 7 条 出張より帰った者は、概算前渡金受領の有無にかかわらず、帰任後 3 日以内に精算しなければならない。

## (旅費の分担)

第 8 条 旅費、宿泊料の全部、又は一部について、他から支弁される場合は、この旅費規程により計算される額との差額を支給する。

## (出張)

第 9 条 役員等を出張させる場合には、理事長が出張命令簿に、用件、行き先、期間、日時等を記入し、出張させるものとする。

## (出張報告)

第 10 条 役員等が出張から帰った場合は、速やかに理事長に報告しなければならない。

(旅 費)

第 1 1 条 役員等が会議に出席する場合、1 回につき次のとおりの会議旅費を支払う。

木更津市内からの出席	1, 0 0 0 円
市外の君津郡市からの出席	1, 5 0 0 円
それ以外の地域からの出席	3, 0 0 0 円

(宿泊料)

第 1 2 条 宿泊料は、役員等が公務で出張中、宿泊した者に対し、実費支給する。

(日 当)

第 1 3 条 日当は、会議出席 1 回あたり 1 0, 0 0 0 円を支給する。

(出張中の事故)

第 1 4 条 役員等の出張中の負傷、疾病、天災、その他事故については、法人は、その責を一切負わないものとする。

(経過措置)

第 1 5 条 社会福祉法改正に伴い、新たに就任することになった役員等が本規程施行日前に、本規程のいずれかの規定に該当する場合、経過措置として、本規程を遡及して適用することができる。

(旅費の総額)

第 1 6 条 旅費の総額は、評議員にあっては、本法人定款に定める額、その他の役員等にあっては、同額を 1 年度間の上限とする。

(付 則)

本規程は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は平成 2 8 年 9 月 1 日から改正し施行する。

本規程は平成 2 9 年 4 月 1 日から改正し施行する。